

# 介護福祉士等修学資金貸付制度について

○ 平成20年度第2次補正予算において、介護福祉士・社会福祉士養成施設等への修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」を大幅に拡充しました。

この制度は、養成施設等に在学期間中1月5万円を限度に貸付けを行うとともに、養成施設等を卒業後、貸付けを受けた都道府県内で、5年間介護又は相談援助の業務に従事した場合、返還が免除されます。

## (介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み)

